

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問1（対大臣）. フリーランスとしての働き方がこれまで以上に着目されてきたことを踏まえて、政府は新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画においてフリーランスについて言及してきている。政府として、日本の社会におけるフリーランスの位置付け及びフリーランスの位置づけを踏まえた法律案の必要性を教えていただきたい。

- 1 政府としては、個人が多様な働き方の中から、それぞれのニーズに応じた働き方を柔軟に選択できる環境を整備することが重要であり、フリーランスという働き方は、選択肢の一つであると考えている。
- 2 現に、「自分の仕事のスタイルで働きたい」、「働く時間や場所を自由にしたい」といった理由から、フリーランスとして働くことを積極的に選択する個人が多数いるものと承知している。
- 3 一方で、事業者間取引（BtoB）において、業務委託を受けるフリーランスの方々が、不当な不利益を受けるといった取引上のトラブルが生じている実態があることから、フリーランスの方々が安定的に働くことができる環境を整備することは重要である。

トラブルの例：

- ・発注後において発注者の都合により、一方的に取引の発注数量が減らされた又は発注が取り消されたこと
- ・発注者からの報酬が支払期日までに支払われなかったこと



#### 4 このため、今回の法律案では、

- ① 取引の適正化を図るため、特定受託事業者に業務委託をする事業者に対し、給付の内容の明示等を義務付けるとともに、
- ② 就業環境の整備を図るため、特定受託事業者に業務委託をする事業者に対し、育児介護等に対する配慮、ハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けること

等を盛り込んだところである。

#### 5 本法律案により、フリーランスの方々が、不当な不利益を受けることなく、安定的に働くことができる環境を整えてまいりたい。

#### 6 なお、フリーランスとして働くことを希望しない方にまでフリーランスという働き方を拡大していくことを意図するものではない。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

第2章 新しい働き方の定着

2. フリーランスの環境整備

フリーランスについては、内閣官房において、関係省庁と連携し、本年2月から3月にかけて、一元的に実態を把握するための調査を実施した。その上で、当該調査結果に基づき、全世代型社会保障検討会議において、政策の方向性について検討し、以下の結論を得た。

多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、個人がフリーランスを選択できる環境を整える必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、フリーランスとして働く人に大きな影響が生じており、発注のキャンセル等が発生する中、契約書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった声もある。

こうした状況も踏まえ、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、以下の保護ルールの整備を行う。

(参考2) 衆・予算委員会（令和2年2月4日）国会会議録（抄）

○笠井委員 いろいろな働き方があると言われましたけれども、この間、正規から非正規雇用への置きかえが進んだのに加えて、今度は雇用によらない働き方がふえて、大きくさま変わりしているという状況であります。

こうした働き方について、じゃ、今政府がどのように見ているかということでいいますと、総理が議長を務める未来投資会議が昨年十二月十九日にまとめた中間報告で、そうした働き方について、組織の中に閉じ込められ固定されている人を解放するもの、そういう見出しあって、むしろ推奨をしている。それは間違ひありませんね。

○西村国務大臣 未来投資会議を担当しております私の方からお答え申し上げます。

まさに委員御指摘のとおり、第四次産業革命が進む中で、インターネットを使ってさまざまな働き方が増加をしてきております。御指摘のように、短期、単発の仕事を請け負って個人で働く新しい就業形態、ふえているわけであります。時間があるときに兼業、副業でやる方もおられれば、あるいは、高齢者の新たな就業形態の一つとしても期待されているところでございます。

御指摘の未来投資会議におきまして、昨年十二月に、新たな成長戦略実行計画策定に関する中間報告において、多様な働き方の一つとして、希望する個人が、希望する個人が個人事業主、フリーランスを選択できる環境を整える必要があるという指摘をしているところであります。

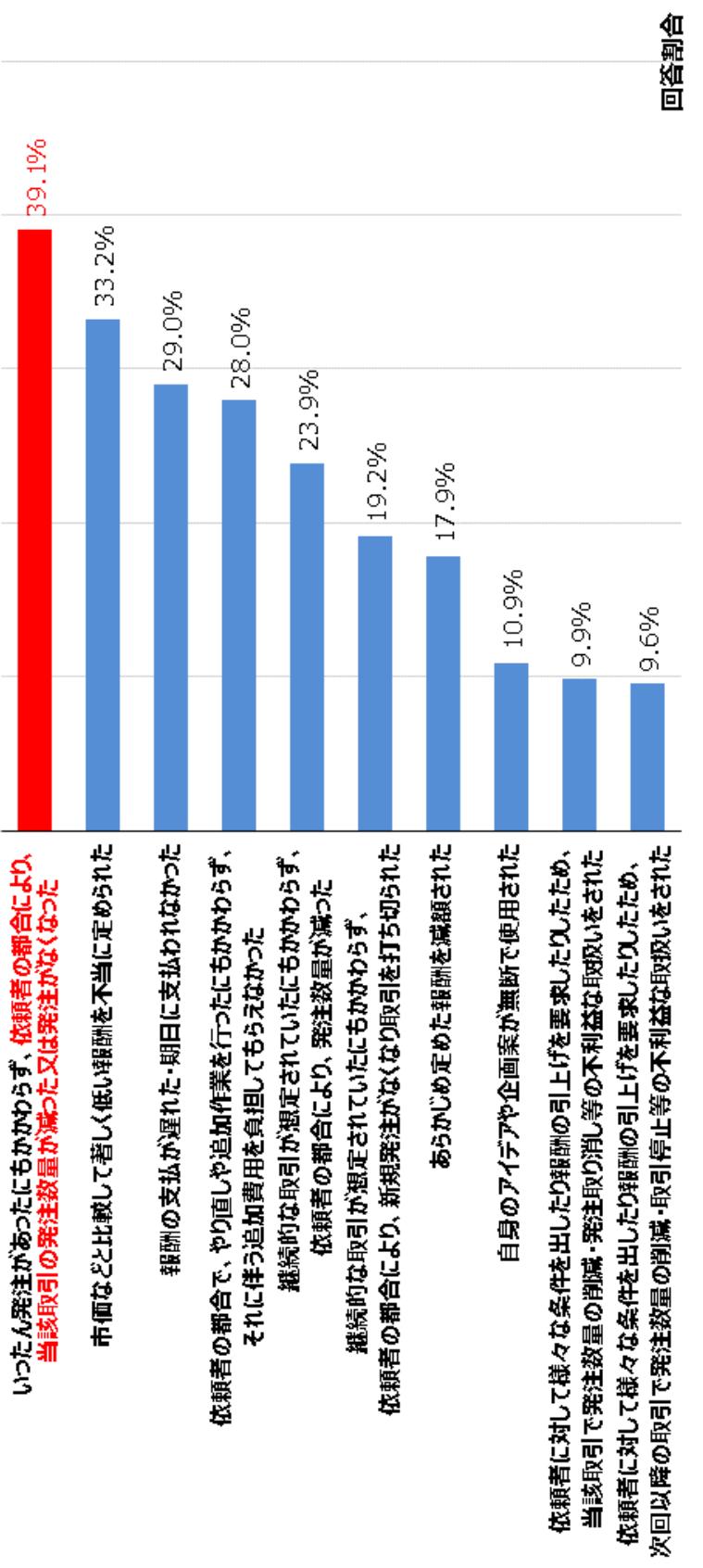
（後略）

## (参考3) ブラッシュアップ

### 納得できない依頼者の行為の内容

○納得できない依頼者の行為の内容として、依頼者の都合による発注取消しや発注量減少が39.1%を占める。

### 納得できない依頼者の行為の内容（上位10項目）



（注）ブリーフィングは「実店舗ではなく、雇人もしない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。

「直近3年間の取引において、依頼者から、次のようなあなたが納得できない行為を受けたことがありますか。」（複数回答）という設問への回答について、依頼者の納得できない行為を経験したことがある者（回答数：1,663）を母数として集計し、上位10項目を抜粋。

（出所）ブリーフィングを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

(参考4)「フリーランス実態調査結果」(令和2年5月 内閣官房)①

内閣官房が実施したフリーランス実態調査によれば、フリーランスという働き方を選択した理由について、

- ・「自分の仕事のスタイルで働きたいため」と回答した者が6割
- ・「働く時間や場所を自由とするため」と回答した者も4割となっている。

また、フリーランスという働き方の満足度については、

- ・「仕事上の人間関係」、
- ・「就業環境（働く時間や場所など）」、
- ・「プライベートとの両立」

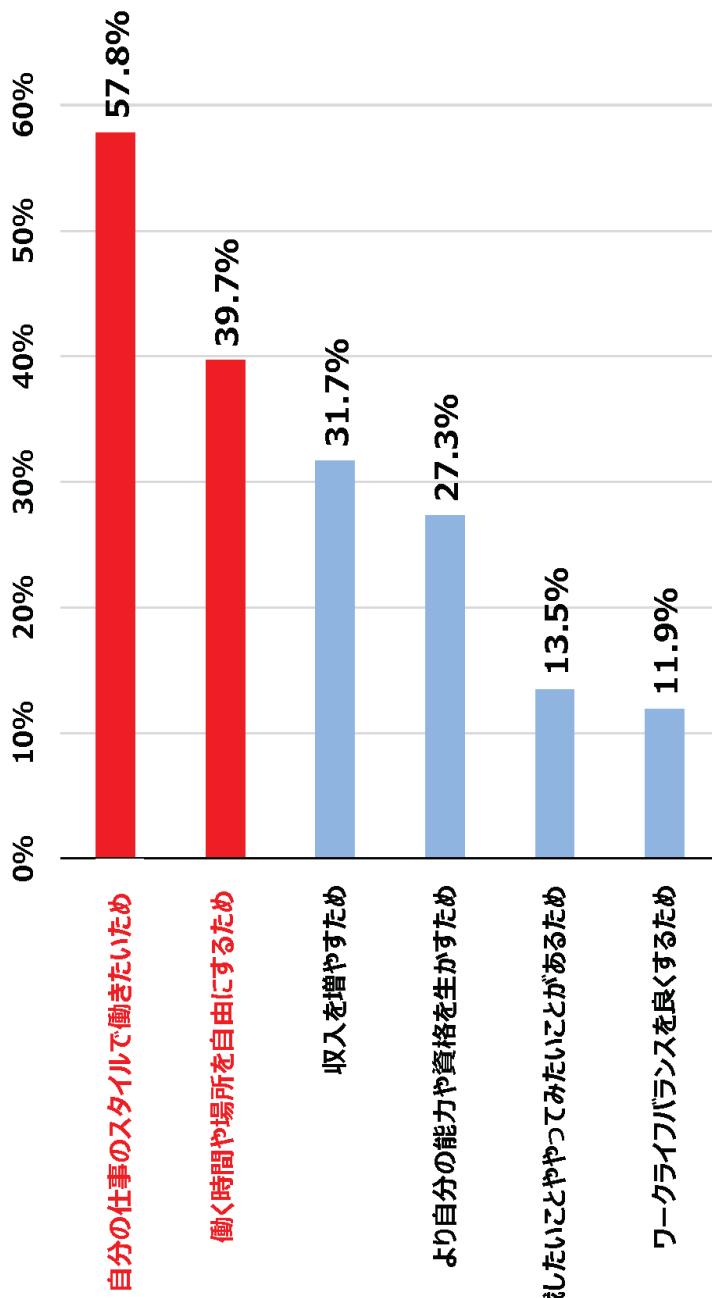
などの項目で、7割以上が満足と回答しており、

8割の者が「今後もフリーランスとして働き続けたい」としている。

## フリーランスという働き方を選択した理由

### 就業状況

- フリーランスという働き方を選択した理由として「**自分の仕事のスタイルで働きたいため**」と回答した者が6割。
- また、「**働く時間や場所を自由とするため**」と回答した者も4割。



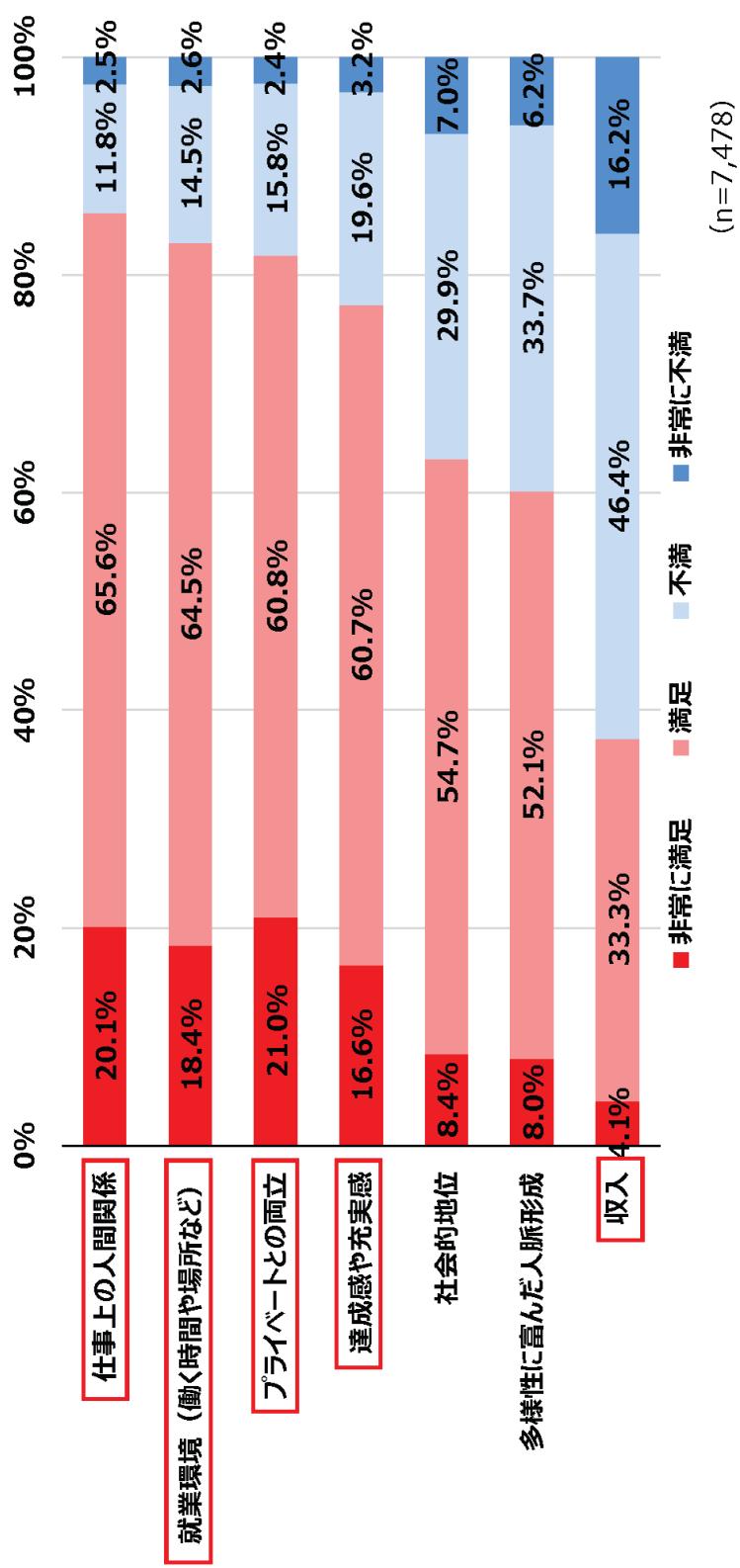
(n=7,478)

(注)「フリーランスとしての働き方を選択した理由について、当てはまるものをお選びください。」(複数回答可) という設問への回答のうち上位6項目を集計。

## 就業状況

## フリーランスという働き方の満足度

- 7割以上のフリーランスが、「仕事上の人間関係」、「就業環境（働く時間や場所など）」、「プライベートとの両立」、「達成感や充足感」に満足。
- 一方、収入について満足しているフリーランスは4割。

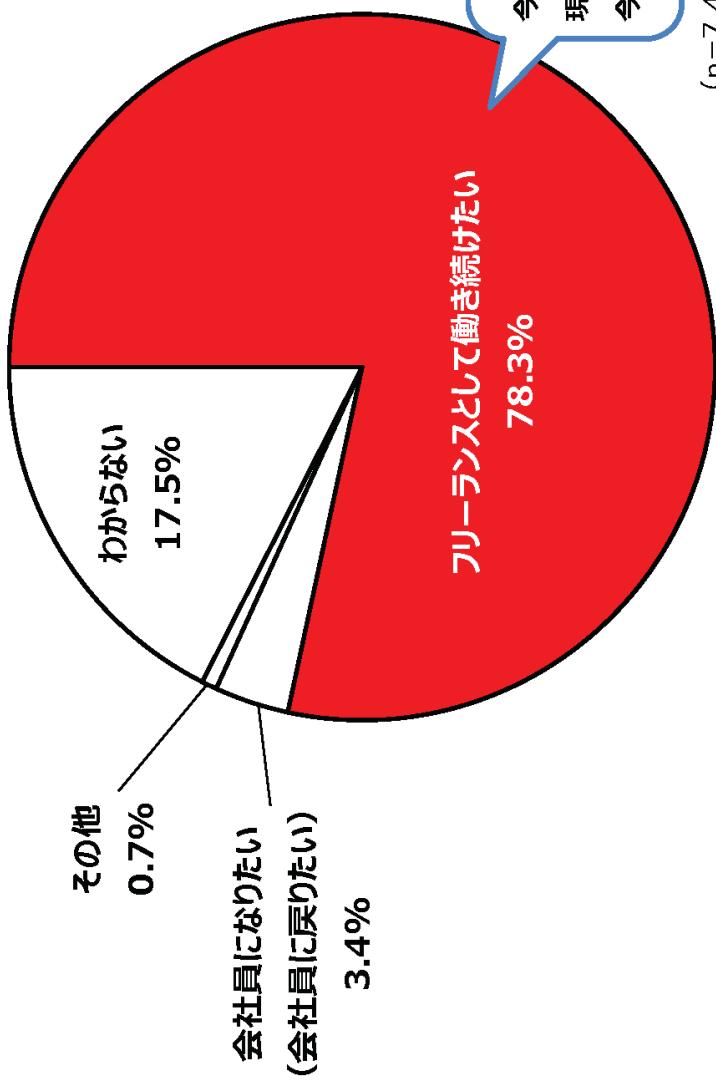


(注)「フリーランスとしての働き方の満足度はどの程度ですか。」（単一回答）という設問への回答を集計。

## 就業状況

## フリーランスという働き方の迷続意思

- 今後もフリーランスとして働き続けたいと回答した者が、8割。
- そのうち、フリーランスとしての事業規模の維持・拡大を予定する者は9割。



(注) 「今後もフリーランスとして働きたいですか。」(単一回答) という設問への回答を集計。

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問2. フリーランスが加入する国民健康保険は、会社員が加入する健康保険より給付が手薄であり、同様に、国民年金も厚生年金より給付金額が低いなどの問題がある。全世代型社会保障構築会議の報告書では、フリーランスに被用者保険の適用を図ることについて検討を深めるべきとされているが、大臣の考え方を問う。

【注】

1. 昨年12月にとりまとめた「全世代型社会保障構築会議 報告書」では、

- ・ フリーランス・ギグワーカーについて、その被用者性の捉え方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点からの議論を着実に進めるべきとされ、
- ・ 具体的には、「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」に照らして、現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、「被用者性」も認められ、被用者保険が適用される旨を明確化した上で、その適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべき、
- ・ そのうえで、それ以外の「労働者性」が認められないフリーランス・ギグワーカーに関しては、新しい類型の検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス・ギグワーカーとして働く方々の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深めるべきとされている。



2. (報告書でも述べられているように、) 勤労者がその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、こうした課題への対応を着実に進めることは重要と考えている。

同報告書に基づき、今後は所管の厚生労働省において検討が進められるものと承知しているが、私としても検討状況をしっかりフォローアップしてまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局参事官 横山 玄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考 1) 全世代型社会保障の構築に向けた取組について（令和 4 年 12 月 16 日全世代型社会保障構築本部決定）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けた取組については、別紙に掲げる「全世代型社会保障構築会議 報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」（令和 4 年 12 月 16 日）に基づき、今後、政府として着実に進めていくものとする。

## (参考2) 全世代型社会保障の構築に向けた取組について（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）

### III. 各分野における改革の方向性

#### 2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

##### (1) 基本的方向

国民の価値観やライフスタイルが多様化し、働き方の多様化もますます進んでいる。こうした中で、格差の固定化や貧困の防止を図り、社会の分断を防ぐ観点からも、どのような働き方をしてもセーフティネットが確保され、誰もが安心して希望どおりに働くことができる社会保障制度等を構築することが求められている。

同時に、少子化対策の観点からも、子育て・若者世代が将来に展望を持つことができ、生涯未婚率の低下にもつなげられるよう、労働市場、雇用の在り方について不斷に見直しを図ることが重要であり、非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決や、希望すれば誰もが主体的に成長分野などの企業へ円滑に移動できるような環境整備を図ることが必要である。このことは、「構造的な賃上げ」につながるとともに、国民所得の持続的な向上によって社会保障制度の持続可能性を支えることにもなる。

##### (2) 取り組むべき課題

###### ① 勤労者皆保険の実現に向けた取組

- 勤労者がその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、以下の課題への対応を着実に進めるべきである。

(中略)

###### ◆ フリーランス・ギグワーカーについて

フリーランス・ギグワーカーについて、その被用者性の捉え方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点からの議論を着実に進めるべきである。

具体的には、まずは、「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」に照らして、現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、「被用者性」も認められ、適用除外の対象となる場合を除いて被用者保険が適用される旨を明確化した上で、その適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべきである。

そのうえで、上記以外の、「労働者性」が認められないフリーランス・ギグワーカーに関しては、新しい類型の検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス・ギグワーカーとして働く方々の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深めるべきである。

## (参考3) フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン

### フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（概要）

- 事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定し、フリーランスとして安心して働く環境を整備。

#### 第1 フリーランスの定義

- 本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者。

#### 第2 独禁法、下請法、労働関係法令との適用関係

- 独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用。  
○ 下請法は、取引の発注者が資本金1000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用。  
○ これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けていると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用。

独  
禁  
法  
・  
下  
請  
法

#### 第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

##### 1 フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方

- 自己の取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。

##### 2 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方

- 優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因とも考えられ、発注事業者が発注時の取引条件を明確にする書面をフリーランスに交付しない場合は、独占禁止法上不適切。  
○ 下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者が書面をフリーランスに交付しない場合は、下請法第3条で定める書面の交付義務違反となる。

##### 3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型

- 優越的地位の濫用につながり得る行為について、行為類型ごとに下請法の規制の対象となり得るものも含め、その考え方を明確化。

- |                     |                                  |                           |
|---------------------|----------------------------------|---------------------------|
| (1) 報酬の支払遅延         | (2) 報酬の減額                        | (3) 著しく低い報酬の一方的な決定        |
| (4) やり直しの要請         | (5) 一方的な発注取消し                    | (6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い   |
| (7) 役務の成果物の受領拒否     | (8) 役務の成果物の返品                    | (9) 不要な商品又は役務の購入・利用強制     |
| (10) 不当な経済上の利益の提供要請 | (11) 合理的に必要な範囲を超えた秘密保持義務等の一方的な設定 | (12) その他取引条件の一方的な設定・変更・実施 |

#### 第4 仲介事業者が遵守すべき事項

##### 1 仲介事業者とフリーランスとの取引について

- 仲介事業者は、フリーランスが役務等を提供する機会を獲得・拡大することや、発注事業者や消費者が、フリーランスから良質廉価な役務等を受けることに貢献。  
○ 一方で、今後フリーランスと仲介事業者との取引の増加により、仲介事業者が取引上優越した地位に立ち、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合も考えられる。

##### 2 規約の変更による取引条件の一方的な変更

- 規約の変更を一方的に行うことにより、自己の取引上の地位がフリーランスに優越している仲介事業者が、フリーランスに対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる。

労  
働  
関  
係  
法

#### 第5 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準

##### 1 フリーランスに労働関係法令が適用される場合

- フリーランスとして請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、「労働者」かどうか判断。  
○ 労基法上の「労働者」と認められる場合は、労働基準法の労働時間や賃金等に関するルールが適用される。  
○ 労剤法上の「労働者」と認められる場合は、団体交渉を正当な理由なく拒んだりすること等が禁止される。

##### 2・3 労働基準法における「労働者性」の判断基準とその具体的な考え方

- (1) 「使用従属性」に関する判断基準  
① 「指揮監督下の労働」であること（労働が他人の指揮監督下において行われているか）  
② 「報酬の労務対価性」があること（報酬が「指揮監督下における労働」の対価として支払われているか）  
(2) 「労働者性」の判断を補強する要素  
① 事業者性の有無（仕事に必要な機械等を発注者等と受注者のどちらが負担しているか等）  
② 専属性の程度（特定の発注者等への専属性が高いと認められるか。）

##### 4・5 労働組合法における「労働者性」の判断要素とその具体的な考え方

- (1) 基本的判断要素  
① 事業組織への組み入れ（業務の遂行に不可欠ないし枢要な労働力として組織内に確保されているか）  
② 契約内容の一方的・定型的決定（労働条件や労務の内容を相手方が一方的・定型的に決定しているか）  
③ 報酬の労務対価性（労務供給者の報酬が労務供給に対する対価などとしての性格を有するか）  
(2) 補充的判断要素  
④ 業務の依頼に応ずべき関係（相手方からの個々の業務の依頼に対し、基本的に応ずべき関係にあるか）  
⑤ 広い意味での指揮監督下の労務提供（労務供給者が、相手方の指揮監督の下に労務の提供を行っていると広い意味で解することができるか等）  
(3) 消極的判断要素（この要素が肯定される場合には、労働組合法上の労働者性が弱まる場合がある）  
⑥ 要著な事業者性（恒常に自己の才覚で利得する機会を有し自らリスクを引き受け事業を行なう者か）

(対政府参考人)

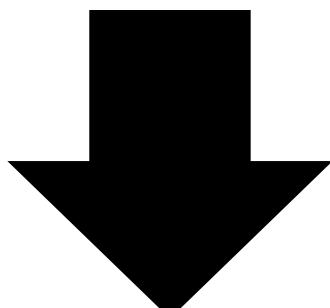
4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問3 (対政府参考人). 「労働者」ではないことを示す立証責任を使用者側に転換させるべきではないか。

【注】



1. 我が国では、労働契約の存否について争いがある場合には、民事訴訟のルールに基づいて、当事者双方が主張・立証し、事実認定が行われた上で、裁判所が判断することとされている。
2. 一方、ご指摘のように、「労働者」ではないことの立証責任を発注事業者側に転換する措置を講じるには、その前提として、特定受託事業者として働く者を労働者とみなすといった措置を講じることとなると考えられるが、このように、労働契約によらず働く者について、労働者であると機械的に推定することのはずやその要件については、各国においても議論があると承知している。



3. また、ご指摘のような「労働者」ではないことの立証責任の転換の措置を講じることは、特定業務委託事業者にとって負担となり、特定受託事業者への発注控えを招き、就業機会の減少を招くおそれがあるなど、課題が多いと考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

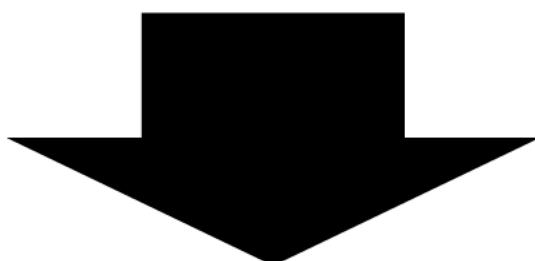
(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問4(対政府参考人) 本来、民対民の取引は契約自由の原則の下、行われることが通常であり、過度な法規制は経済活動に委縮効果をもたらし、民間の活力を削ぎかねない。本法案が成立した場合においても、この規制を遵守することによる負担を嫌い、発注者がフリーランスとの取引を避けるようになり、かえってフリーランスの利益を損なうことも考えられる。そのような事態を避けるためには、機動的に状況に合わせて柔軟に規制を改めていく必要があるのではないか?また、そのためには、法の3年後見直しだけではなく、ガイドラインや指針などは特に迅速かつ柔軟に、適時に見直していく必要があると考えるがいかがか。

1. 本法案の規制は、

- 報酬の支払時期の遵守や、発注内容の明示など、現在でも企業間取引において当然行われるべき内容であるとともに、
- 例えば、発注内容の明示方法も、画面だけではなく、メールなども活用できるほか、明示すべき点も必要最小限に絞ることとしており、発注事業者に対し、新たに大きな負担を迫るものではない。



2. また、本法案の施行に当たっては、どのような行為が違反となるのか等について明確にするために運用基準等を策定し、発注事業者の予見可能性を確保していくことを予定している。
3. そのため、本法案の規制は、特定受託事業者との取引を避ける原因となるものではないと考えているが、本法案が成立した場合には、特定受託事業者の取引に与える影響も含め、本法案の施行状況について、注視していく。
4. また、本法案が成立した場合には、施行までの間に、本法案に基づく指針や、解釈明確化のためのガイドライン等を定めることとしているが、本法案の施行の状況等も勘案し、適切に見直しを行ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 ■■■■■ (内線：■■) 携帯 ■■■■■

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問5（対大臣）法やガイドライン・指針などの見直しの際には当事者や当事者団体の意見を十分に聞くべきと考えるが、いかがか。

1. 本法案に基づく規制の見直しや、本法案に基づく指針・解釈明確化のためのガイドライン等の策定に当たっては、幅広く関係者の意見をよく確認して、しっかりと検討してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

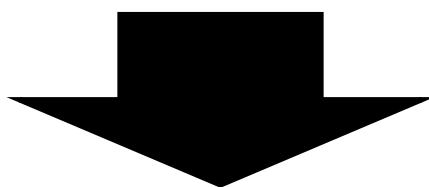
連絡先：役所 ■■■■■ (内線：■■) 携帯 ■■■■■

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問6(対政府参考人). フードデリバリー業務については、プラットフォーマーへの会員登録とその後の個別の発注があるが、どちらが業務委託として本法で規定する報酬額の明示や報酬の減額の禁止の対象となるのか。

1. 本法案第3条では、特定受託事業者に対し「業務委託をした場合」に給付の内容や報酬の額等を明示しなければならないとし、第5条では、特定受託事業者に対し「業務委託をした場合」に減額等をしてはならない旨を規定している。
2. 業務委託契約の中には、
  - ・ 個別契約に共通して適用される条件を「基本契約」で定め、
  - ・ 発注者が具体的な仕事を委託する際に、当該基本契約に基づき、「個別契約」を締結して仕事を依頼するという契約形態があるところ、基本契約で、給付の内容や報酬の額などの主要な取引条件を定めているのであれば、基本契約も業務委託契約の一部をなしているものと考えられる。



3. このため、フードデリバリー業において、基本契約も業務委託契約の一部をなしていると判断される場合には、会員登録と個別の発注、それぞれの契約の内容・条件を勘案して、第3条や第5条の規律を適用することを想定している。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (定義)

#### 第二条 1～2 (略)

- 3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。
  - 二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。
- 4～7 (略)

### (特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

#### 第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

- 2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

### (特定業務委託事業者の遵守事項)

#### 第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為

(第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。) をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
  - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
  - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(対政府参考人)

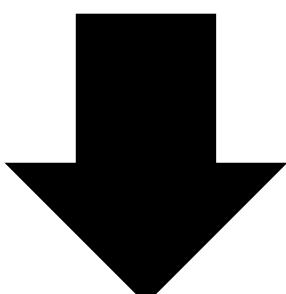
4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問7（対政府参考人）. 13条や16条の「継続的業務委託」について、例えば、Aというフードデリバリーのプラットフォーマー事業者とBというフードデリバリーのプラットフォーマー事業者の両方に登録している受託者がいるとして、Aをメインとして毎日受注するが、Bはサブとして週1回しか受注しないといった受託者もいると聞く。このような場合、Bについては継続的業務委託とされるのか。どのような基準で判断するのか。

1. 業務委託契約の中には、

- ・ 個別契約に共通して適用される条件を「基本契約」で定め、
  - ・ 発注者が具体的な仕事を委託する際に、当該基本契約に基づき、「個別契約」を締結して仕事を依頼する
- という契約形態がある。

2. こうした契約形態については、基本契約で給付の内容や報酬など主要な取引条件を定めているのであれば、業務委託契約の一部をなしているものとして、基本契約の契約期間が政令で定める期間以上であるかどうかを判断し、育児介護等との両立への配慮（第13条）や中途解除等の事前予告（第16条）の規律を適用することを想定している。



**【参考】基本契約と個別契約から成る契約の例（イメージ）**

- ①Webコンテンツ作成を継続的に委託する場合に、どの発注にも共通の報酬単価を定めた基本契約を結ぶ。
- ②その後、具体的なWebコンテンツの作成を発注する際に、内容や納期を定めた個別契約を結ぶ。

3. このため、フードデリバリーサービス業において、仮にプラットフォーマー事業者の利用規約が基本契約として業務委託を契約の一部をなしていると判断される場合には、その契約期間が政令で定める期間以上であれば、配達の受託状況にかかわらず、継続的業務委託に該当することがあると考えている。

4. 具体的にどのような契約が継続的業務委託に該当するかについては、法案成立後も、契約の実態を把握し、関係者のご意見を伺いながら検討していきたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問8（対政府参考人）. 16条の中途解除等の事前予告  
義務については、受託者の行為が公序良俗に反したり、法令・契約違反等に該当する場合、あるいは特定業務委託事業者自身も上流の発注者に突然契約を解除された場合などは、この義務が免除されて即時解約することが認められるのか。

1. 特定業務委託事業者が契約を中途解除等する事由も様々であることから、本法案においては、事前に予告をすることが困難な場合等において、予告を不要とする例外事由を厚生労働省令で定めることとしている。
2. 具体的には、
  - ① 天災等により、業務委託の実施が困難になったため契約を解除する場合
  - ② 特定業務委託事業者の上流の発注事業者によるプロジェクトの突然のキャンセルにより、特定受託事業者との契約を解除せざるを得ない場合
  - ③ 契約を解除することについて特定受託事業者の責めに帰すべき事由がある場合等が想定される。
3. こうした前提に立った場合、議員ご指摘のような、特定受託事業者の行為が公序良俗に反したり、法令違反や重大な契約違反等に当たるとされるケースは、「契約を解除することについて特定受託事業者の責めに帰すべき事由がある場合」に該当する可能性があると考えている。
4. いずれにしても、予告を不要とする例外事由の具体的な内容は、今後、取引の実態も良く把握しながら、引き続き検討していきたい。

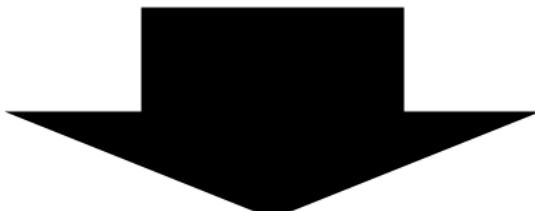
答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーラン  
ス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問9（対政府参考人）．5条「責めに帰すべき事由がない」かどうかや「対価に比べ著しく低い」かどうかは、どのような基準で判断するのか。

1. 第5条における「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」については、本法案の趣旨が、交渉力等の格差が生じやすい特定受託事業者と発注事業者との間の取引適正化を図るものであることに鑑みれば、限定的に解釈すべきと考えている。
2. 例えば、第5条第1項第1号の「責めに帰すべき事由」がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むことについては、
  - ① 特定受託事業者の給付が業務委託時に定められた内容と異なる場合又は適合しない場合
  - ② 特定の期日までに給付することが必要な業務であるにもかかわらず、当該給付が行われず、これにより当該給付自体が不要となった場合に限り、「責めに帰すべき事由」に該当し得ると考えている。
3. また、第5条第1項第4号における「通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること」については、「通常支払われる対価」、すなわち、特定受託事業者の給付と同種又は類似の給付について、その特定受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価に比べて著しく低いかどうかを判断することとなる。



4. その上で、「著しく低い報酬の額を不当に定めること」に該当するかどうかは、
- ・対価が差別的であるかどうかなどの決定内容
  - ・通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況
  - ・当該給付に必要な原材料等の価格動向
- などといった要素を勘案して総合的に判断することとなると考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (定義)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

#### 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。

二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。

三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

#### 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。

五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

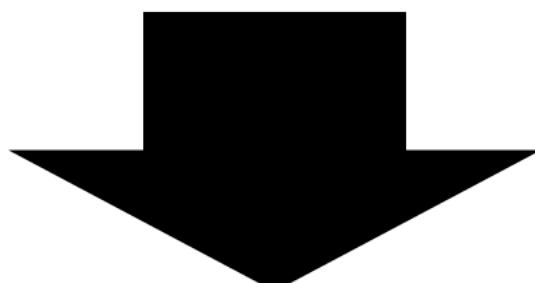
二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直すこと。

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問10（対政府参考人）．例えば報酬を減額された場合、この法に違反するかどうか、すなわちあらかじめ合意した品質が満たされているかなどの判断は難しい。公取や中小企業庁が判断できるのか。

1. 法案第5条第1項第2号では、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること」が禁止されている。
2. 同号の「責めに帰すべき事由」については、特定受託事業者の給付が契約に適合しない場合など、受領拒否又は返品することが本法案に違反しないと考えられる場合において、
  - ① 受領拒否又は返品をして、その給付にかかる報酬に相当する額を減ずるとき
  - ② 受領拒否又は返品はしないものの、提供された給付が契約に適合しないため、特定業務委託事業者自らが修理をし、その修理に要した費用等を相当な額として減ずるとき
  - ③ 受領拒否又は返品をせずに、契約不適合又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減ずるときに限り、「責めに帰すべき事由」に該当すると考えている。



3. 実際に、本法律案で禁止されている減額に該当するかどうかは、個別具体的に判断していくこととなるが、公正取引委員会及び中小企業庁は、現在、下請代金法を運用しており、同法においても、「下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」が禁止規定として設けられている。
4. そのため、公正取引委員会及び中小企業庁においては、これまでの下請代金法の執行実績も参考としつつ、本法律案についても適切に運用してまいりたいと考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (定義)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
- 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
- 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
- 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
- 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

2 (略)

## (参考2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）

### (親事業者の遵守事項)

- 第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第1号及び第4号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。
- 一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。
  - 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。
  - 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
  - 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
  - 五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
  - 六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
  - 七 親事業者が第1号若しくは第2号に掲げる行為をしている場合若しくは第3号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2 (略)

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問11（対政府参考人）相談だけではなく例えば品質が合意したものではないとして報酬を減額されると受託者から申告があった場合、公取や中小企業庁が具体的に調査、判断し、違反があったと認める時は指導助言などを行うことになる。そういった申告が殺到すると業務がオーバーフローし、処理までに時間がかかりすぎるといった事態に陥るのではないか。

1. 本法案の施行体制については、所管省庁である公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省において、地方組織を含め十分な体制を整備する等、今後必要な人員及び体制の確保に努めていくとともに、所管省庁同士の連携を高め、指導や勧告などを適切に行えるように施行までに準備する。



2. また、違反行為の未然防止のための取組を推進することも重要であるところ、

- ・ 施行までの間に、本法案の内容を周知し、関係者の意見を広く聞いたうえでガイドライン等を作成するとともに、

- ・ 発注事業者において取引慣行の改善を図ることも重要であることから、必要に応じて業所管省庁とも連携して、各業界団体を通じたフリーランス取引の適正化に向けて働きかけるなど、

違反行為の未然防止にも、しっかりと取り組んでまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問12（対政府参考人）. フリーランスは460万人以上。

特に施行の前後は相談が殺到するおそれがある。フリーランス・トラブル110番については、本法案の施行後も特定受託事業者からの相談の受け皿として重要な役割を果たすとともに、寄せられた相談は、本法案の施行や見直しにも生かしていくことが重要である。今後も、フリーランス・トラブル110番の運営体制をしっかりと確保していくことが必要であるが、どのように考えているか。

1. フリーランス・トラブル110番は、フリーランスと発注者等との取引上のトラブルについて、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口として、令和2年11月に設置したもの（注1）であり、これまでに1万件を超える相談に丁寧に対応してきた。  
(注1) 第二東京弁護士会に委託して実施。
2. 令和5年度予算（注2）では、相談件数の増加を踏まえ、相談対応弁護士の増員や弁護士の事務サポートを行う事務職員の増員等、相談体制の拡充を行っているところ。  
(注2) 予算額（厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁計）：1.4億円（令和4年度：1.0億円）
3. 議員ご指摘のとおり、本法案の施行後、フリーランス・トラブル110番は、一層、重要な役割を果たすものと考えており、本法案に関する相談にも十分対応できるよう、法施行に向けた相談体制の整備を図っていく。



4. また、本法案の施行・運用に当たっては、フリーランス・トラブル 110 番で相談対応をする弁護士からのヒアリング等を通じて、問題行為の多いと考えられる業種等を拾い出したうえで、特定業種等に対して調査を行うといった取組を実施するなど、フリーランス・トラブル 110 番から問題事例を吸い上げる仕組みを充実させていく。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業（厚生労働省、公正取引委員会、中小企業庁）

令和5年度当初予算額 143百万円（104百万円）※( )内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- フリーランスとして働く方が安心して働ける環境を整備するため、関係省庁と連携し、成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、「フリーランスガイドライン」を策定した。また、弁護士等とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
  - 相談窓口におけるフリーランスからの相談件数が増加傾向にあることから、相談窓口の体制拡充やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な紛争解決の援助を行い、フリーランスとして働く方が安心して働ける環境整備を図る。

等の概要・スキーム

[卷之三]

フリーランスから、発注者等との間のトラブル等についての相談を受けるなど、紛争解決の援助を行う。

- 弁護士による電話・メール相談の対応及び一般的な法律の説明だけでは解決できない場合の個別相談対応
  - 弁護士による発注者等に対する助言の実施
  - 和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
  - 「フリーランスが安心して動ける環境を整備するためのガイドライン」の周知

【事業の拡充点】

  - 相談及び和解あっせんに対応する弁護士、事務補助員増員  
【新規】  
弁護士による発注者等に対する助言の実施

等の概要・スキーム

[卷之三]

- 弁護士による電話・メール相談の対応及び一般的な法律の説明だけでは解決できない場合の個別相談対応
  - 弁護士による発注者等に対する助言の実施
  - 和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
  - 「フリーランスが安心して動ける環境を整備するためのガイドライン」の周知

【事業の拡充点】

  - 相談及び和解あっせんに対応する弁護士、事務補助員増員  
【新規】  
弁護士による発注者等に対する助言の実施

績業事4

- ・令和3年度相談件数：4,072件
- ・和解あつせん受付件数：134件

3 実施主体

卷之三



卷之三

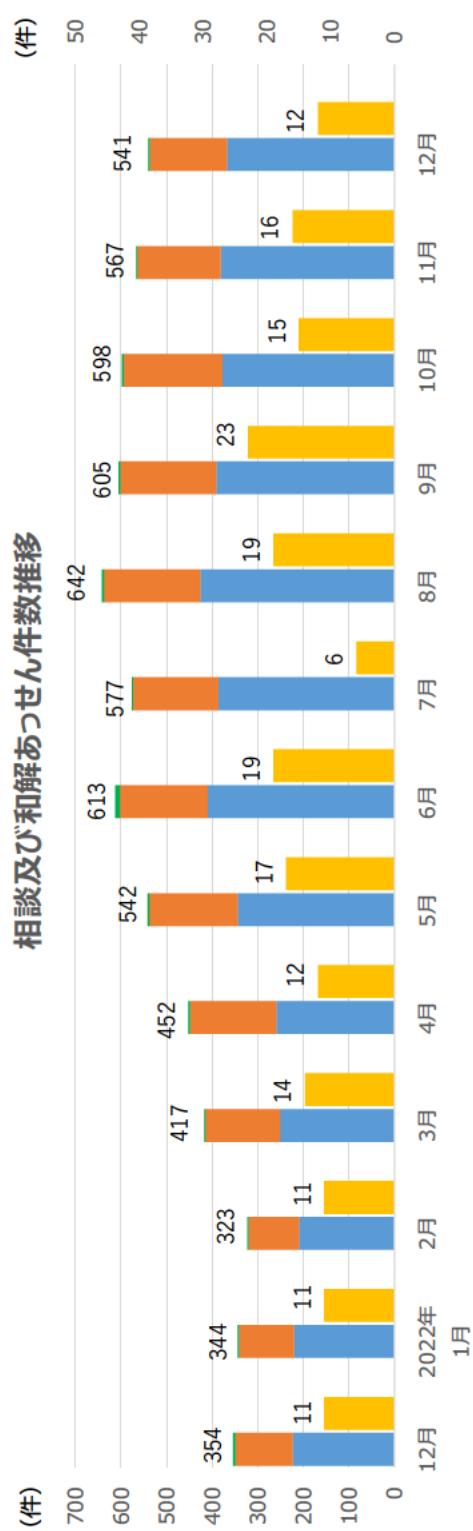


## (参考2) フリーランス・トラブル110番相談及び和解あっせん件数

### フリーランス・トラブル110番

#### 相談及び和解あっせん件数

- 令和4年12月の相談件数は541件。（令和3年度は月350件程度。令和4年度より、弁護士1→2名に体制拡充）



(参考) 相談及び和解あっせん件数詳細 ※令和2年11月25日から事業開始。相談件数 / 稟動日数 = ①・②計 / 単月の稼働日数

年月	①一般相談（電話orメール）及び②高度相談（対面orWEB）			和解あっせん			相談件数 / 稟動日数
	電話	メール	①計	①・②計	受付	実施	
令和2年度※	765	501	1,266	66	1,332	22	3 0 -
令和3年度	2,571	1,466	4,037	35	4,072	134	89 24 -
令和4年10月	378	216	594	4	598	15	14 3 29.9
11月	382	182	564	3	567	16	14 3 28.4
12月	367	170	537	4	541	12	18 6 27.1
令和4年度	3,343	1,756	5,099	38	5,137	139	122 25 -
計	6,679	3,723	10,402	139	10,541	295	214 49

(対政府参考人)

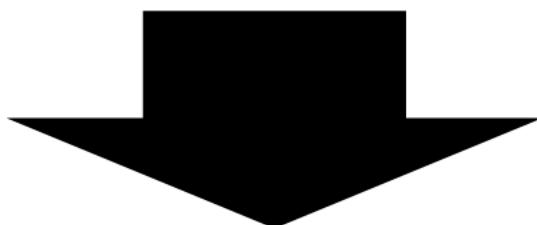
4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問13（対政府参考人）第4条1項及び2項において、一部業種において、報酬は翌々月末払いという形態もあると聞く。そうするとこの規定により支払い期日を改める必要があったり、あるいは改めることを怠ったり失念していると2項により強制的に60日以内、場合によっては給付を受領した日が支払日となるため、混乱を生じるのではないかとの懸念。この点についてはいかに考えるか。また、本法案の対象は、規制される側も保護される側も広範に渡ることから、混乱を回避し、本法案を実効的に機能させるためには、施行までに十分な周知が必要だと考える。政府は、本法案の効果的な周知を行うためにどのような方策を検討しているのか。

【注】



1. 支払期日の設定に係る規定は、特定受託事業者と特定業務委託事業者との間の個人対組織の交渉力等の格差により、特定業務委託事業者が報酬の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあり、特定受託事業者の利益を保護する必要があることから、設けられたものである。



2. 「60日の期間内」との規定については、①内閣官房の調査（令和3年度）によれば、60日以内の支払いが9割を超えていたことや、②事業者の支払いについて定めた既存の法律である下請代金法では、目的物を受領した日から遅くとも60日以内に支払うことを義務付けていることを踏まえたものとなっている。
3. いずれにしても、本法案については、特定受託事業者に業務委託を行う事業者に対して新たに義務を課す内容を含むものであることから、本法案が成立した場合には、混乱が生じないよう、施行までの間に十分な周知を行ってまいりたい。
4. 周知に当たっては、関係者への説明会、パンフレットの配布、関係省庁のウェブサイトやSNSへの掲載など、様々な方法で、広く国民にとって分かりやすいものとなりよう、しっかりと周知活動を行ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考1) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）

### (下請代金の支払期日)

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

- 2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

## (参考2) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (報酬の支払期日等)

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

- 2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。
- 3 前二項の規定にかかわらず、他の事業者（以下この項及び第六項において「元委託者」という。）から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、当該業務委託に係る業務（以下この項及び第六項において「元委託業務」という。）の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合（前条第一項の規定により再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日（以下この項及び次項において「元委託支払期日」という。）その他の公正取引委員会規則で定める事項を特定受託事業者に対し明示した場合に限る。）には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
- 4 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは元委託支払期日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは元委託支払期日から起算して三十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。
- 5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならない。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかつたときは、当該事由が消滅した日から起

算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならない。

- 6 第三項の場合において、特定業務委託事業者は、元委託者から前払金の支払を受けたときは、元委託業務の全部又は一部について再委託をした特定受託事業者に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(対政府参考人)

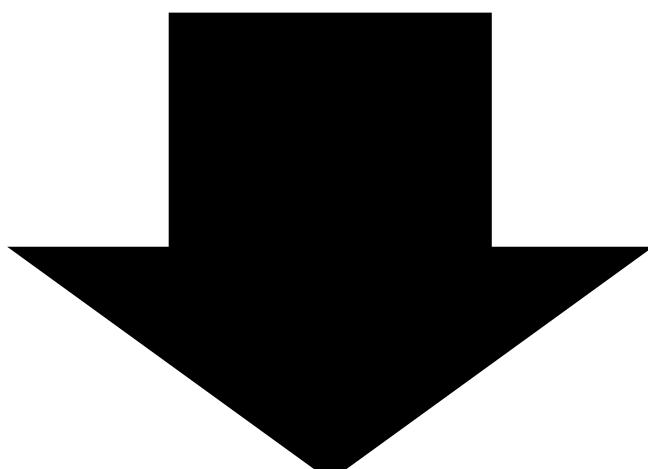
4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問14（対政府参考人）特定業務委託事業者の中には小規模な事業者もいるところ、書面の交付やハラスメント対策のための措置として、相談体制の整備についてまで求めるのは、中小零細企業の負担が重いのではないかとの懸念がある。各団体や当事者からどのようにヒアリングしてきたか。また、ハラスメント対策については、具体的にどのような措置を想定しているのか。また、被害を申し出る際の匿名性に関する配慮は考えているか。

※ [REDACTED]

1. ハラスメント対策のため、特定業務委託事業者が講じるべき措置の具体的な内容は、

- ① ハラスメント行為を行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に対してその方針を周知・啓発すること、
- ② ハラスメント行為を受けた者からの相談に適切に対応するため必要な体制の整備、
- ③ ハラスメント行為が発生した場合の事後の迅速かつ適切な対応  
を想定している。



2. これらの措置については、各特定業務委託事業者の実情に応じて取り組んでいただくこととしており、相談体制の整備については、労働法の規定により、既に各事業者内に整備されている労働者向けのハラスメント相談窓口や相談担当者が、特定受託事業者からの相談も受け付けることなども想定しており、中小企業などにおいても十分対応いただける内容であると考えている。

3. また、書面の交付による取引条件の明示については、現在でも企業間取引において当然行われるべき内容を法定化するものであり、特定業務委託事業者の負担は大きくないと考えている。

4. こうした規制内容については、

- ・ 日本商工会議所や、全国中小企業団体中央会といった経済団体、関係事業者等から、個別にヒアリングを行うとともに、
- ・ パブリックコメントにより広くご意見を募集すること

等により、発注事業者のご意見も踏まえながら検討を行ってきた。

5. また、（議員ご指摘の）ハラスメント被害を申し出る者の不利益への配慮については、ハラスメント対策の具体的な内容を定める指針等で明示することも含め、法案成立後に関係者のご意見をいただきながら検討してまいりたい。

（注1）例えば、労働法におけるハラスメント対策では、指針において相談への対応又は事後の対応に当たって、相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずることが規定されている。

## (参考1) 関係団体等へのヒアリング等

### <ヒアリング実施団体>

#### ○下請取引改善に積極的な事業者等

- ・ [REDACTED] (映像企画・制作)
- ・ [REDACTED] (テレビコマーシャル及び各種映像制作)
  - ・ [REDACTED] (ビルメンテナンス)
- ・ [REDACTED] (ソフト、システム開発)
- ・ [REDACTED] (映像企画・制作)
  - ・ [REDACTED] (配達)
  - ・ [REDACTED] (保険)
- ・ [REDACTED] (人材派遣)

※名称は対外公表不可。

→総じて、この程度の内容であれば、対応できることを確認。

#### ○経済団体、関係事業者団体

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
  - ・ [REDACTED] ( [REDACTED] 等が加盟する団体)
  - ・ [REDACTED] ( [REDACTED] 等が加盟する団体)
- ・ [REDACTED]

#### ○フリーランス当事者団体

- ・ [REDACTED] (全般)
- ・ [REDACTED] (アニメ制作)
- ・ [REDACTED] (芸能)
- ・ [REDACTED] (出版)
- ・ [REDACTED] (イラスト制作)

#### ○労働団体

- ・ [REDACTED]

## セクシユアルハラスメント対策

- 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針

(平成18年厚生労働省告示第615号)

<事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置>

### 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- (1) 職場におけるセクシユアルハラスメントの内容・セクシユアルハラスメントを行つてはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- (2) セクシユアルハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

### 2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- (3) 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- (4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようになると。また、広く相談に応すること。

### 3 職場におけるセクシユアルハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応

- (5) 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- (6) 事実確認ができる場合は、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。
- (7) 事実確認ができる場合は、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- (8) 再発防止に向けた措置を講ずること。（事実確認ができないかった場合も同様）

### 4 1から3までの措置と併せて講ずべき措置

- (9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること。
- (10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行つてはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

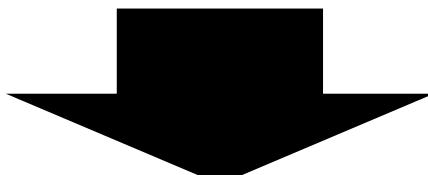
問15(対政府参考人) 本法案第2条第1項は、「特定受託事業者」の定義として、「従業員を使用しないもの」としているが、例えば、フリーランスがアルバイトなど短期や短時間の間だけ従業員を雇っている場合には、従業員を使用することになるのか。あるいは例えば父を子が、夫を妻が手伝っているような場合はどうか。

1. 本法案の保護対象となる「特定受託事業者」の定義においては、「従業員を使用しないもの」と規定しているが、仮に、受注事業者が他者を雇用した場合であっても、短時間・短期間のようない一時的な雇用であるなど、「組織」としての実態があるといえない場合には、「従業員」に含まれないと整理している。

2. 具体的には、雇用保険対象者の範囲を参考(注1)に、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」を雇用した場合には、本法案の「従業員」とすることを想定している。

(注1) 雇用保険対象者の範囲を参考にしたのは、適用対象についての基準が国内で広く定着しており、これらの基準を活用することで、法の適用対象となる発注事業者や受注事業者たる個人にとってわかりやすくするため。

雇用保険制度は、労働者が失業した場合の生活の安定を図るために失業保険制度からはじまった制度であり、対象者として、「自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者」を念頭に置いている。そのため、季節労働者や学生等の一部の者を対象から除外するなどしている。



一方、本法案では「従業員」を「組織」か「個人」かを画する基準としているため、季節労働者や学生などを除外する必要はなく、これらの点で雇用保険対象者と範囲が異なる。

### 3. また、同居親族は「従業員」に含まれないものとする想定している。(注2)

(注2) 同居親族のみを使用する場合については、親族以外の一般の労働者を雇う場合と比べ、実態上、就業か否かの境目が曖昧であることも想定され、

- ・ 同居親族を使用することが、必ずしも「組織としての実態を備えている」とはいえないと考えられる上、
- ・ 実際上も、「週20時間以上かつ31日以上」の雇用かどうかを判断することも難しいと考えられる。

### 4. 本法案が成立した場合には、施行日までの間に、このような本法案の「従業員」の考え方についてガイドライン等の形で対外的にもお示しすることとしたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (定義)

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
- 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

2～7 (略)

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 岩谷 良平 君

問16（対政府参考人）新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画において「フリーランス」と記載しているところ、本法案においてはフリーランスを「特定受託事業者」と定義している。いわゆるフリーランスと「特定受託事業者」とでは、その範囲は異なるのか。

1. 従業員を使用せず一人の「個人」として業務委託を受けるフリーランスについては、従業員を使用して「組織」として事業を行う発注事業者との間で、交渉力やその前提となる情報収集力の格差が生じやすいと考えられる。
2. 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査では、発注事業者から「個人」として業務委託を受けるフリーランスのうち、
  - ・ 約4割が報酬の不払いや支払遅延を始めとしたトラブルに遭っていること
  - ・ 約4割が、記載が不十分な発注書しか受け取っていない、又は、そもそも発注書自体を受領していないことなどの事情が確認できており、不当な不利益を受けやすい立場にあると考えられる。



3. また、フリーランス・トラブル110番において、ハラスメントなど、交渉力等の格差に起因して「個人」の就業環境が害される相談も寄せられているなどの実態がある。

4. このため、本法案においては、

- 「業務委託の相手方である事業者で従業員を使用しないもの」を特定受託事業者と定義し、この法律において保護対象となるフリーランスの範囲を明確化したうえで、
- 取引の適正化を図るとともに、ハラスメントの防止などフリーランスの就業環境の整備を図ることとしている。

なお、「フリーランス」という働き方は、様々な形態が想定され、明確な範囲が定まっているわけではないことから、法律上の保護対象の呼称を「フリーランス」とするのではなく、「特定受託事業者」としている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年  
6月7日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

(1) スタートアップ育成5か年計画の策定

⑩従業員を雇わない創業形態であるフリーランスの取引適正化法制の整備

創業の一形態として、従業員を雇わない、フリーランスの形態で仕事をされる方が我が国でも462万人と増加している。他方で、フリーランスは、報酬の支払遅延や一方的な仕事内容の変更といったトラブルを経験する方が増えており、かつ、特定の発注者（依頼者）への依存度が高い傾向にある。

フリーランスは、下請代金支払遅延等防止法といった旧来の中 小企業法制では対象とならない方が多く、相談体制の充実を図るとともに、取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。

## (参考2) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(定義)

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
- 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

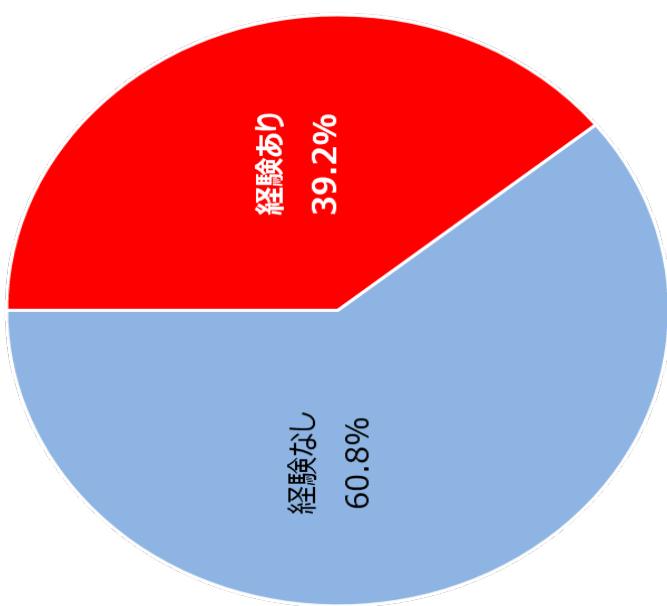
2～7 (略)

## (参考3) 取引先とのトラブルの有無（内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査（令和3年））

### フリークス 依頼者から納得できない行為を受けた経験

○直近3年間の取引で、依頼者から納得できない行為を受けた経験があるフリーランスは39.2%。

依頼者から納得できない行為を受けた経験



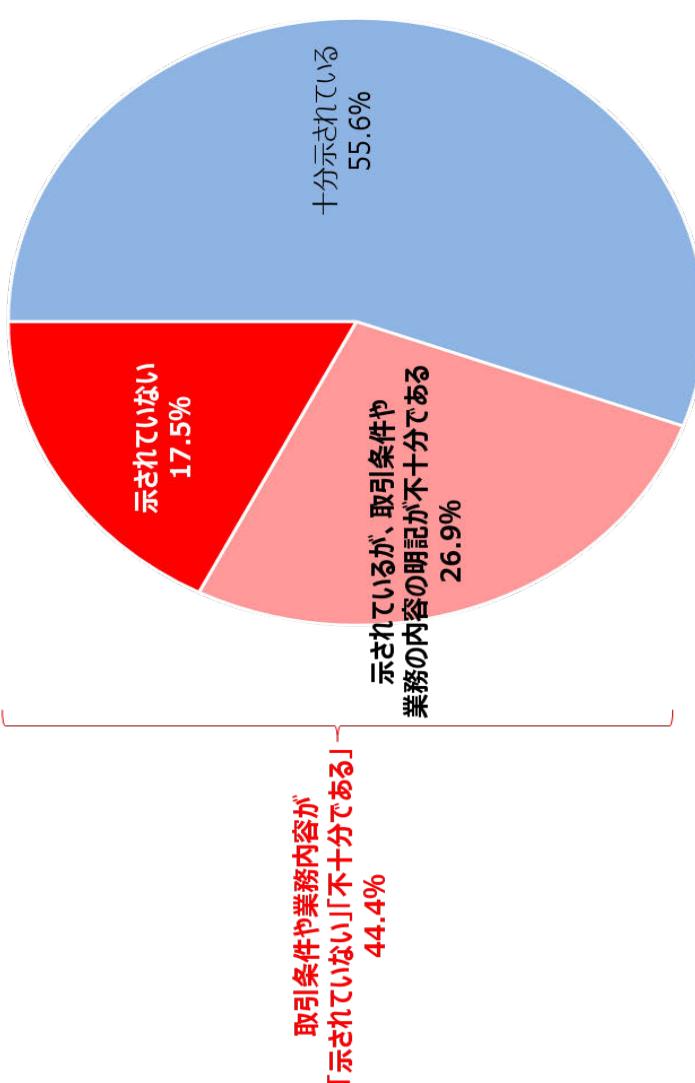
(注) フリーランスは「実店舗ではなく、雇人もいない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。  
「直近3年間の取引において、依頼者から、次のようなあなたが納得できない行為を受けたことがありますか。」（複数回答）という設問への回答を集計（回答数=4,243）  
(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

## フリーランス

## 取引条件や業務内容の提示状況

- 取引条件や業務内容が、書面・メールなどで十分に示されていない又は全く示されていないと回答するフリーランスが4割を超える。

### 取引条件や業務内容の提示状況



(注) フリーランスは「実店舗はなく、雇人もいない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者（除く））と定義。「業務を開始する前に、依頼者から、取引条件や業務の内容が書面・メール・SNS・規約などに残る方法（保存・記録可能な方法）で十分に示されていますか。」（単一回答）という設問への回答を集計（回答数：4,243）。

(出所) フリーランスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を作成。

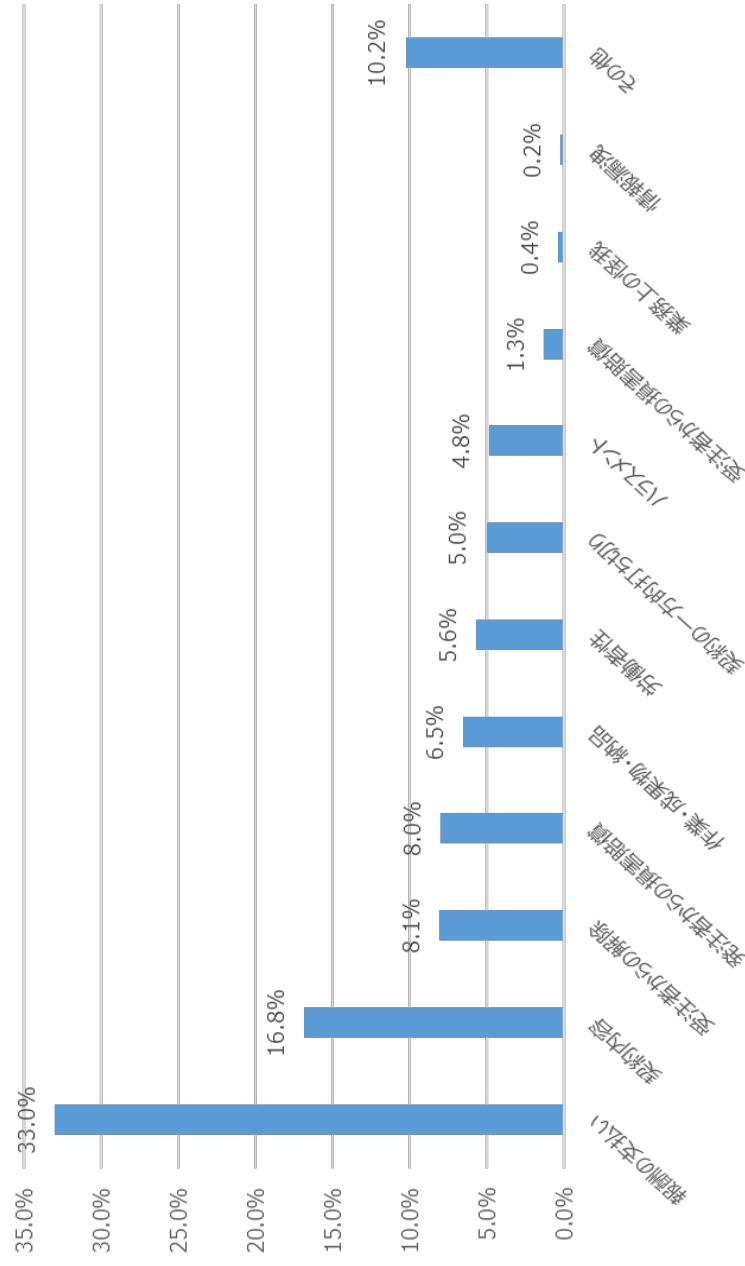
# (参考5) フリーランス・トラブル110番における相談内容（令和5年2月）

## フリーランス・トラブル110番

### 3. (1) 相談内容

- 「報酬の支払い」や「契約内容」についての相談が約5割。

※N=16,448（令和3年2月～令和5年2月の相談11,082件の相談内容について複数該当有でカウント）



(参考) 「報酬の支払い」：報酬の全額不払い、支払遅延、一方的減額など。

「契約内容」：契約条件が不明確、契約書不作成など。

「作業・成果物・納品」：作業時間、作業内容・仕様の変更、成果物の受取拒否、知的財産権など。

「その他」：相談あつせんの進め方、競業禁止義務、ワーキング休止義務、作業前の解除、研修費の返還、アラートへの切替、登録減少、アラートフォーマーのシステム・評価方法への苦言、契約更新拒絶など。